

くぐり門設置及び管理に関する規定と規則（抜粋）

【くぐり門設置及び管理規定施行規則】

（使用又は利用の許可の申請）

第4条（前略）使用又は利用の許可を受けようとする者は、有料施設等使用許可申請書（別記様式第1号）（中略）を会長又は代理者に提出しなければならない。（後略）

（許可又は不許可の処分）

第6条（前略）申請書の提出があった場合において、これを適当と認めたときは許可する旨を、適当でないと認めたときは許可しない旨及びその理由を、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、（原則）書面でしなければならない。（後略）

（行為の禁止）

第11条 規程第8条各号に掲げるもののほか、くぐり門においては次の行為をしてはならない。

①所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。②他人の生命、身体もしくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為。③他人に迷惑を及ぼす行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為

2 くぐり門においては、その使用等に関し協会担当係員の指示に従わなければならない。

【くぐり門設置及び管理規定】

第8条 くぐり門においては、次に掲げる行為をしてはならない。（後略）

①施設等を損傷し、又は汚損すること。②花木の伐採又は採取をすること。③張り紙もしくは張り札をし、又は広告を表示すること。④立入禁止区域に立ち入ること。⑤指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。⑥施設等をその用途以外に使用すること。⑦前各号に掲げるもののほか、くぐり門の管理に支障があると認められる行為をすること。

（利用等の制限）

第9条 会長又は代理者は、第6条による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしない。

①施設等の利用に支障を及ぼすと認めるとき。②公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。③施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。④当該許可が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。⑤施設等の管理運営上支障があると認めるとき。⑥その他会長又は代理者において不適當と認めるとき。